⑶　参加表明に必要な書類の提出方法、提出先及び受領期限
①　提出方法　正１部、副１部を持参または郵送（締切日必着で書留郵便または信書便に限る。）により提出するものとする。
②　提出先　上記⑴に同じ。
③　受領期限　平成27年６月29日（月）16時まで。
⑷　業務提案に必要な書類の提出方法、提出先及び受領期限
①　提出方法　正１部、副９部を持参または郵送（締切日必着で書留郵便または信書便に限る。）により提出するものとする。
②　提出先　上記⑴に同じ。
③　受領期限　平成27年９月10日（木）16時まで
6　その他
⑴　契約の手続においては日本語及び日本国通貨を使用する。
⑵　業務提案書のヒアリングを行う。
⑶　詳細はホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
ＵＲＬ　http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
7　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Masanori Yokoyama, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the products to be procured : 73
⑶　Subject matter of the contract : Traffic control center publicity materials such as production business of East Nippon Expressway Company Limited Kanto Regional Head Office
⑷　Duration of policy : From the next day of the contract conclusion to 30 June 2016
⑸　Delivery place : As shown in the specifications
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :
①　Not come under Article 6 of the East Nippon Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures.
⑺　Time limit to express interests : 16 : 00 29 June 2015
⑻　Time limit for the submission of proposals : 16 : 00　10 September 2015
⑼　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑽　The contact point for documentation relating to the proposal : Yoshinori Odawara, Assistant manager of a procurement & contact division, engineering, technology & procurement department, Kanto regional head office, East Nippon expressway Co.,Ltd. 1―11―20 Sakuragicho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama prefecture, 330―0854 TEL : 048―631―0020

資　　格

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成26年国土交通省告示第1055号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成27・28年度を有効期間とする厚生労働省の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。
平成27年６月１日
厚生労働省大臣官房会計課長　橋本　泰宏
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
1　競争参加資格の再認定の申請ができる者
改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成27・28年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。
［注］
経常建設共同企業体にあっては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。）全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けていること。
2　申請の場所及び時期
⑴　申請場所　一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、次のとおり都道府県を単位にブロック分けしているので、本社（外国からの申請者にあっては日本国内の主たる営業所）所在地の都道府県に対応するブロック内の別記１に掲げる申請受付機関のいずれか１か所に対して、本社が申請すること。
（北海道ブロック）
北海道
（東北ブロック）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
（関東甲信越ブロック）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
（東海北陸ブロック）
富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
（近畿ブロック）
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
（中国ブロック）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
（四国ブロック）
徳島県、香川県、愛媛県、高知県
（九州沖縄ブロック）
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
⑵　申請時期　平成27年６月１日から平成27年11月30日まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く）とする。
3　申請の方法等
⑴　申請書の入手方法　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、別記１に掲げる申請受付機関で交付するほか、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）にて提供する。
⑵　申請書の提出方法　申請書には次の区分により必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて提出すること。
ア　一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）（様式１）
イ　営業所一覧表（様式２）
ウ　総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものでかつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
エ　平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格審査における資格審査結果通知書の写し
オ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
カ　共同企業体等調書（様式３）（共同企業体として申請する場合）
キ　申請書、営業所一覧表、総合評定値通知書及び共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合に限る）の写し１部
⑶　申請書等の作成に用いる言語等　申請書及び添付書類は、日本語で作成されたものに限る。なお、外国語で記載してあるものについては、日本語の訳文を添付することとする。
4　再認定の結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。
5　資格の有効期間
再認定の日から平成29年３月31日までとする。
6　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧
厚生労働省ホームページにて公表する。